

錦江町奨学生募集

教育課（教育総務チーム）

電話 0994-22-0517

支所教育課（支所教育チーム）

電話 0994-25-2511

3 応募の資格

奨学生の貸付を受ける生徒は、
高等学校及び大学（高専、短大、
専門学校及び大学院を含む。）に
在学中の者で、次に掲げるもの
とする。

要項が次のとおり決まりました。
希望される方は、教育委員会教
育課または支所教育課まで申し
出てください。

平成20年度錦江町奨学生募集
要項が次のとおり決まりました。
希望される方は、教育委員会教
育課または支所教育課まで申し
出てください。

① 経済的理由により就学困難
な者

② 勉学に努力し、学力、品行
が極めて優秀かつ心身共に健
全である者

③ 本町に本籍を有する者の子
弟で、かつ、願い出の年の1
月1日現在で本町に3年以上
在住するもの

4 貸付及び償還

当該学校の正規の在学期間中
とする。

平成20年度錦江町奨学生募集
要項が次のとおり決まりました。
希望される方は、教育委員会教
育課または支所教育課まで申し
出てください。

前項の提出書類を作成の上、
平成20年3月31日までに教育委
員会教育課または支所教育課へ
提出してください。

5 提出書類

①錦江町奨学資金貸付願出書
②錦江町奨学生推薦調書

償還は、半年賦又は年賦によ
るものとする。ただし、全額又
は一部を繰り上げて返還するこ
とができる。



この奨学制度は、学業及び人
物が優れているにもかかわらず、
経済的理由によって就学が困難
な学生・生徒に対して奨学資金
の貸与を行い、もつて本町教育
の発展を図るものである。

この奨学制度は、学業及び人
物が優れているにもかかわらず、
経済的理由によって就学が困難
な学生・生徒に対して奨学資金
の貸与を行い、もつて本町教育
の発展を図るものである。

1 趣旨

2 償還

奨学資金は、無利子とし、卒
業した年度の翌年度から次の期
間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付け
を受けた者……………5年
- ② 大学在学期間に貸付けを受
けた者……………5年
- ③ 高等学校及び大学在学期間
を通して貸付けを受けた者
……………10年

平成20年4月30日までに採用
予定者を決定し、本人に通知し
ます。

6 申請の手続き

前項の提出書類を作成の上、
平成20年3月31日までに教育委
員会教育課または支所教育課へ
提出してください。

青色申告のお勧め

住民税務課（税務チーム） 電話 22-3037
住民生活課（税務チーム） 電話 25-2511

（その年の1月16日以降新たに
開業した方は、開業の日から二ヶ
月以内）に「青色申告申請書」
を所轄の税務署へ提出していた
だけだけで結構です。
詳細については、最寄りの税
務署や税務相談室にお気軽に
尋ねください。

（税務相談室（鹿児島分室））
☎ 099-255-8118
（鹿屋税務署）
☎ 099-442-3127



月額15,000円以内
高校奨学生

2 授業料の種類・貸与月額

大学奨学生

月額20,000円以内